

◎議会基本条例において「検討が必要」と指摘のあった条文とその内容について

H28.5.6 議会運営委員会

①第5条第1号 公正性、透明性及び信頼性を重視した市民に分かりやすい視点、方法による議会運営を行うこと。

●一般質問の写真掲載の議論について、市民に分かりやすい視点、方法による議会運営という観点から考えれば、積極的に写真掲載に取り組んでいくべき。加えて、逐条解説や広報委員会設置規定にうたわれている広報委員会の在り方をより明確にしていくべき。(光風)

⇒「広報誌への写真掲載」については、広報委員会における検討結果の報告を待ち、それにより方向性を見出していく。

「広報委員会の在り方をより明確にしていくべき」については、議会運営委員会において広報委員会の意見を聞いたうえで早い時期に検討していく。

⇒広報委員会を「広報広聴委員会」に見直したことで、広報委員会の在り方に関する検討は終了(H28.4.28 会議規則等改正)

②第8条第3項 会派は、議会運営及び政策立案に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

●果たして必要に応じた会派間調整が行われたのか疑問。全会一致を旨とする議会運営委員会の運営を円滑に共有して進めていくためにも「必要に応じた会派間の調整」が求められる。(光風)

⇒幹事長会議を活用し、会派間の調整を今以上に進めていく。

③第9条第2項 議会は、公聴会や参考人招致などによって、市民の意見や学識経験を有する者の識見を政策形成に反映させるように努めるものとする。

●具体的な方法が示されていないため、時間等の制約により(活用が)実現できなかったと感じる。別記にてのルール作りと予算の確保がされれば、必要な際に運用できると考える。(志民ネット)

⇒現状の議会運営に加えての体制が必要との意見であることから、提案者である志民ネットにおいて計画を作成し、それをもとに議会運営委員会で検討を行う。

⇒大学とのパートナーシップ協定締結に向けて、議会運営委員会で検討していく。
また、議会報告会の中での広聴の取り組みについて、次期の広報委員会において

検討をお願いします。(H28. 4. 5)

- ④第10条 議会は、市政の課題全般に柔軟に対処するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、議員及び市民が自由に情報や意見を交換する議会報告会を行うものとする。

●解説の中に「市民の皆さんの生の声が、議会運営にタイムリーに反映されることが期待できる」とあるが、今期においてその開催時期が、条例の意図するところであったかどうか検証する必要があるのではないか。(公明党)

●現在、各常任委員会で対象を絞っての意見交換となっている。市民に対する説明責任を果たすという目的を考慮すると、現在の方法で実施するのか、議会全般に対する報告会とするのか、今後の方向性を明確にすべきではないか。(日本共産党)

●解説文にある「議会運営にタイムリーに反映されることが期待できます。」は、今後取り組みの工夫が求められると考える。(志民ネット)

⇒第10条の意図するところを考慮しながら、時期・実施方法等を検討していく。

⇒議会報告会を広報広聴委員会が所管することになったため、今後は広報広聴委員会で検討していただく。(H28. 4. 28 会議規則等改正)

- ⑤第12条第3号 議会は、閉会中に市長等に対し文書質問を行い、文書による回答を求めることができる。

●閉会中に市長等に対し文書質問を行えるとのことであるが、活用状況が皆無であった。今後、この制度活用に向けての取り組みも必要。(日本共産党)

⇒各自、文書質問の積極的な活用を意識していくことの確認を行った。

- ⑥第13条第3項 議会は、提案される予算案及び決算の審議に当たっては、市長等に対し政策説明資料を作成するよう求めるものとする。

●予算・決算審査時の新規事業等の詳細な資料が少ない。(日本共産党)

⇒議長と打合せのうえ、執行部に対し要望を行う。

- ⑦第20条 議会は、議会図書室を適正に管理、運営するとともに、その機能強化に努め

るものとする。

- 新市になってから10年が経過するが、図書状況は変化なし。図書室の充実を図るため、各議員からの要望などを把握し対処する必要がある。(日本共産党)

⇒正副委員長において、事務局と協議をしながら各議員の要望把握に努めていく。

⑧第21条 議会は、ホームページ及び広報紙等を通じて議会活動を市民等に対して公開し、市民等との情報の共有に努めなければならない。

- 読み手側の市民が、何を望むのか、如何に読んでもらえる広報紙にするのか等の把握する上で、傍聴者などにアンケートの実施も必要。また、一般質問原稿の事務局任せの体質改善も図るべきではないか。(日本共産党)

⇒「傍聴者などへのアンケート」については、広報委員会に任せることも含め、実施する方向で議会運営委員会において検討していく。

「一般質問原稿の作成」については、公平性等を考慮し、当面現状通りとする。

⑨第21条第2項 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、広報活動に努めるものとする。

- 具体的な方法が示されていないため、時間等の制約により(活用が)実現できなかったと感じる。別記にてのルール作りと予算の確保がされれば、必要な際に運用できると考える。(志民ネット)

⇒議会運営委員会で検討材料とするため、提案者である志民ネットにおいて資料を作成し、それをもとに様々な広報手段や若い世代の議会活動への興味喚起手法等の検討を行う。

⇒広報委員会の多様な広報に関する取り組みや、議会でのICTに関する取り組みについて、次期の広報委員会で検討をお願いします。(H28.4.5)

⑩22条 議会は、学識経験を有する者の識見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

- 具体的な方法が示されていないため、時間等の制約により(活用が)実現できなかったと感じる。別記にてのルール作りと予算の確保がされれば、必要な際に運用できると考える。(志民ネット)

⇒議会運営委員会で検討材料とするため、提案者である志民ネットにおいて資料を作成し、それをもとに検討を行う。

⇒大学とのパートナーシップ協定締結に向けて、議会運営委員会で検討していく。
(H28. 4. 5)